

令和8年 第2回

苓北町農業委員会総会会議録

令和8年第2回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年2月9日（月）
午前9時30分から午前9時55分

2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 出席者
(農業委員)

1番 小野 祐	2番 宮崎 志武
3番 錦戸 一郎	4番 戸北 優
5番 田嶋 郁美	6番 道田 正弘

4. 本日の欠席委員（1名） 7番 高道 修二

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第21号 農用地利用集積等促進計画（案）について
日程第3. 議案第22号 非農地判断について
日程第4. その他事項

6. 総会書記（農業委員会事務局職員）

事務局長 田尻 悟 局長補佐 川原大輔 主事 高見優花

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午前9時30分

事務局

定刻となりましたので、只今から令和8年第2回の農業委員会総会を開会致します。

本日は、高道会長が所用により欠席でございますので、苓北町農業委員会総会会議規則第16条に基づき、会長に事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理するとありますので、本日の議事進行は、職務代理者である道田委員にお願いします。

それでは、道田職務代理者、ご挨拶をお願い致します。

道田職務代理人

皆さん、おはようございます。

ここ数日の寒波で、私がミカンを作っている関係で晩柑が凍るか凍らないか、落下するかしらないかということで心配をしていますが、まだ行き出さないもので、錦戸委員さんもそういう感じかなって思います。

昨日の選挙におきましては、300議席以上を自民と維新がとるといことでこれから先いろんな改革がなされるかもしれませんが、期待をしながら見守っていきたいと思います。まあ農業の方にも良い改革があれば農業者重視でということではありますけども、これから期待をしたいと思います。

それでは、不慣れですがスムーズに議事が進みますようにご協力をお願いします。

事務局

ありがとうございました。

本日は高道会長が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は道田職務代理人にお願いします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、2番の宮崎委員さんと4番の戸北委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の田尻氏、川原氏、高見氏を指名致します。

続きまして、日程第2. 議案第21号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

なお、この案件につきましては、戸北委員が関与する案件でございますので、農業委員会総会会議規則第10条の議事参与の制限に基づきまして退席をお願い致します。

(戸北委員退席)

事務局

2ページをお開きください。日程第2、議案第21号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するため附議する。

令和8年2月8日 茶北町農業委員会 会長 高道修二。

3ページをお開きください。農用地利用集積等促進計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の5年以上の新規が4件、詳細は田1筆 1,767㎡、畑3筆 合計4,483㎡です。明細は4ページに記載しています。

利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受けする者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。以上です

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ありませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第21号は原案どおり認定することに致します。

では、戸北委員、入室ください。

(戸北委員入室)

続きまして、日程第3、議案第22号 非農地判断についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい。5ページをお開きください。日程第3、議案第22号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断ついて附議する。

令和8年2月9日 荅北町農業委員会 会長 高道修二。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

今回、3件の個人申請と農地利用最適化推進委員によります利用状況調査結果に基づきB分類と判断された都呂々地区の農地の非農地判断についてそれぞれご審議いただきたいと思います。

6ページをお開きください。

富岡の農地2件について個人申請があったため、令和8年2月4日に小野委員及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては7ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては8ページ、9ページに図示しております。場所は、春の迫公民館付近にあります畜産農家の放牧地周辺にある農地になります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

小野委員

はい。

議 長

小野委員、お願いします。

小野委員

2月4日に事務局と3人で現地確認をしてきました。

現地は雑木が生い茂り何十年も耕作されていないような状況でした。今後も耕作をされる可能性は見込まれず非農地として取り扱うことが適当であると確認をしてきました。以上です。

議 長

現地確認お疲れさまでした。他にご意見等はございませんでしょうか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

では、全員賛成でございますので、原案どおり非農地と認定することに致します。

続きまして、議案10ページの個人申請の非農地判断について事務局に説明を求めます。

事務局

10ページをお開きください。

坂瀬川の農地5件について個人申請があったため、令和8年2月5日に錦戸委員及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては11ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては12ページ、13ページに図示しております。場所は、坂瀬川鶴地区にあります長濱興業の旧事務所周辺にある農地になります。以上です。

議長

ありがとうございました。

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

錦戸委員

はい。

議長

錦戸委員、お願いします。

錦戸委員

2月5日に私と事務局2名と現地調査を行いました。

以前は畑でですね、野菜等を栽培されていたということでしたが、現在は梅、クヌギを植えておられました。しかし、管理されておらず木は枯れている状態でした。また、草やその他の木々が生い茂り荒廃しておりました。

現状からその土地を農地に戻すことは困難であるため、非農地として取り扱うことが適当であることを確認してまいりました。以上です。

議長

お疲れさまでした。他にご意見等はございませんでしょうか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり非農地と認定することに致します。

続きまして、議案14ページの個人申請の非農地判断について事務局に説明を求めます。

事務局

14ページをお開きください。

都呂々の農地5件について個人申請があったため、令和8年2月4日に道田委員及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては15ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては16ページから18ページに図示しております。場所は、17ページが都呂々の国道389号線を下田方面に進み小松地区に入る町道小松川内線付近の農地及び町道から約300mほど上った所にあるオリーブ畑付近にあります農地になります。また、18ページが都呂々にあります木山陶石鋳業所の事務所付近にある農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましては、私が現地を確認してまいりましたのでご説明します。

現地は何か道路の斜面が昔ながらの農地になっている所が4箇所。また、木山陶石付近の広い方の農地については、昔は畑だったんだらうなという痕跡はあるんですが、今は雑木等が生い茂り畑という状態ではなかったなので、非農地にして問題ないと確認してまいりました。

他にご質問等はございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり非農地と認定することに致します。

続きまして、議案19ページの都呂々地区の非農地判断について事務局に説明を求めます。

事務局

19ページをお開きください。

現況調査票にあります利用状況調査結果に基づきB分類と判断された都呂々地区の農地35件です。同じく令和8年2月4日に道田委員及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては20ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては21ページから24ページに図示しております。場所は、先ほど説明しました都呂々地区の個人申請のあった17ページのオリーブ畑周辺にある農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件についても、私が現地を確認してまいりましたのでご説明します。

今事務局から説明があったとおり、場所的にはオリーブ園の上からずっと山を越えた所なんですけども、所有者の方はいっぱいいらっしゃるんですが、現況は竹が生えたり雑木が生い茂ったりということで、現況は農地というところではありませんでした。

所有者の方についても、名簿を見ましてもほとんど離農されている方、後継者の方ばかりなので、これから先も農地に回復するような見込みはございませんので、非農地として判断していいということで現地確認をしてきました。

他にご質問等あればご意見をお願いしたいと思います。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり非農地と認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 令和8年度農業労働賃金（基準額）について
2. 令和7年農地貸借情報について
3. 令和8年度農業委員会総会開催日程について

次回、令和8年第3回総会は、令和8年3月9日（月）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和8年第2回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前9時55分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員